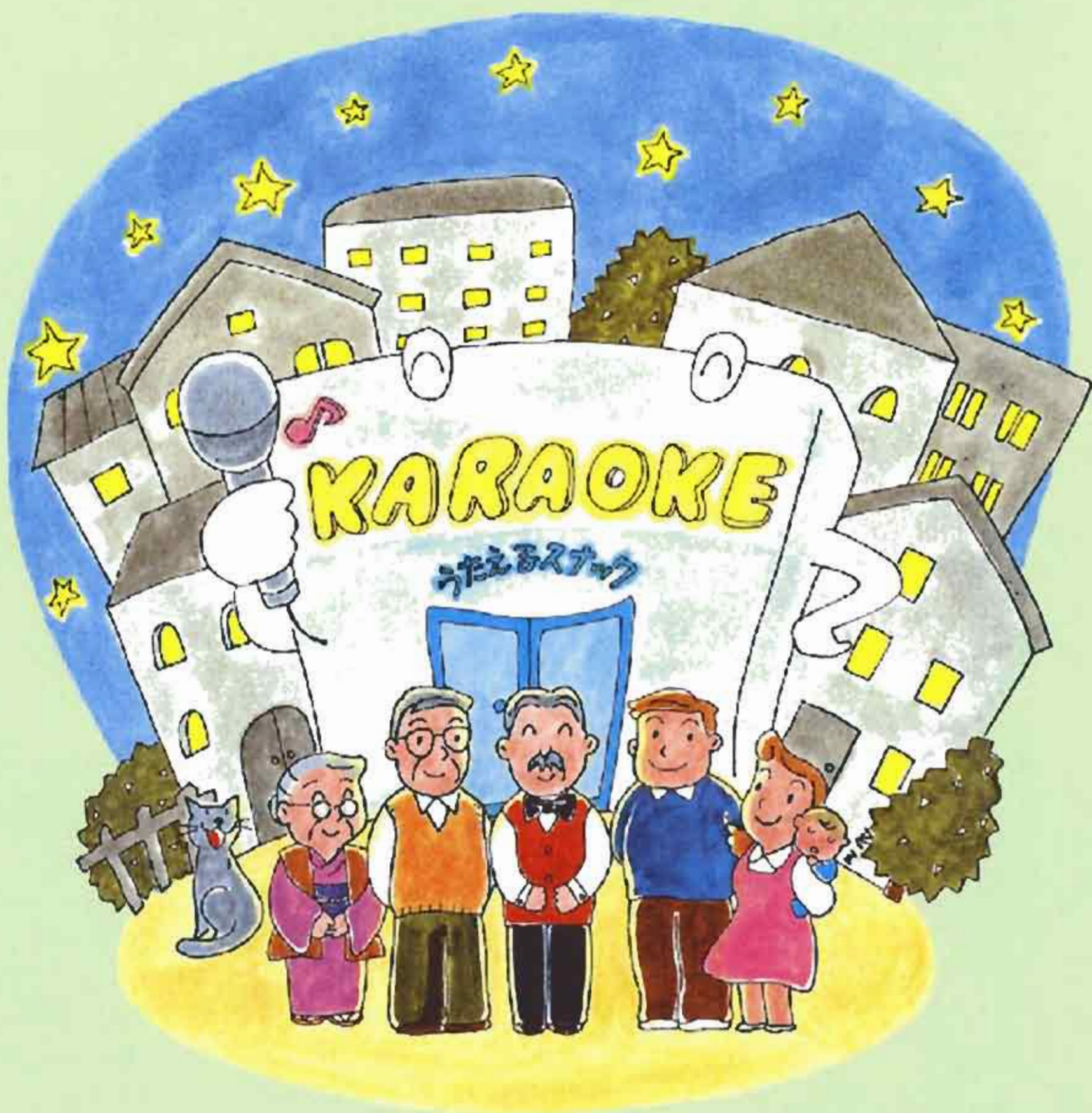


# 飲食店のみなさまへ

● カラオケ騒音防止に御協力を！





## 近隣の方々に迷惑をかけていませんか

- みなさまのお店では、夜間のカラオケなどの音響機器の使用やお客さんのお店の前での話し声などで周辺の人々に迷惑をかけていることはないでしょうか。
- 市町村の公害担当課には多くの苦情が寄せられています。
- お店の営業の時間が、周辺の人々にとってくつろぎや睡眠の時間となるために深刻な問題となっています。



## 防音対策としては

- 窓をアルミサッシ又は二重にする。
- 壁・天井には吸音材・遮音材を取り付ける。
- 入り口扉を二重構造にする。
- 換気口などの開口部の内側に吸音材を取り付ける。また、開口部を民家側に向けない。
- スピーカーの音量を小さくする。
- お客さんに協力をお願いする。



それぞれの防音材の効果は、次のとおりです。

表-1

(単位：デシベル)

区分		減音効果	区分		減音効果
窓	アルミサッシ引違い	20	壁	コンクリートブロック モルタル仕上げ	40
	同上 二重	25~30		鉄骨コンクリート モルタル仕上げ	45
	防音サッシ	25~30	出入口	木製ドア	15~20
換気扇	防音型	30		鋼製ドア	20~25



## 飲食店営業騒音の規制は、次のようになっています

飲食店営業についても、工場などと同様に、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により守らなければならない騒音の基準などが定められています。

### 1 音量の制限

飲食店を営んでいる方は、下表の騒音規制基準を守らなければなりません。



表-2 騒音規制基準（抜すい）

(単位：デシベル)

用途地域		時間帯		午後11時から 午前6時まで	午前0時から 午前6時まで
		午前8時から 午後6時まで	午前6時から 8時まで 午後6時から 11時まで		
①	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45		営業時間の 制限
②	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	50	音響機器の 使用時間制限	音響機器の 使用時間制限
③	近隣商業地域	65	60		外部騒音の 防止
④	商業地域 準工業地域	65	60	50	50 外部騒音の防止
⑤	工業地域	70	65	55	55 外部騒音の防止

### 2 音響機器の使用時間の制限

住居系地域（表-2の①、②）や近隣商業地域（表-2の③）などで飲食店営業を営んでいる方は、午後11時から翌日の午前6時までの間、音響機器\*を使用し、又は使用させてはいけません。（飲食店内の音響機器から発生する音が外部に漏れない防音措置を講じた場合を除く。）



\*音響機器とは、カラオケ装置、電気蓄音機、録音テープ再生装置、ジュークボックス、楽器、有線放送装置、拡声装置をいいます。



### 3 営業時間の制限

住居専用地域（表-2の①）で飲食店営業を営んでいる方は、午前0時から午前6時までの間、営業を営んではなりません。（付近の状況からみて騒音による公害が生ずる恐れがない場合を除く。）



### 4 外部騒音の防止

外部騒音\*によって公害が生ずることのないように努めなければなりません。

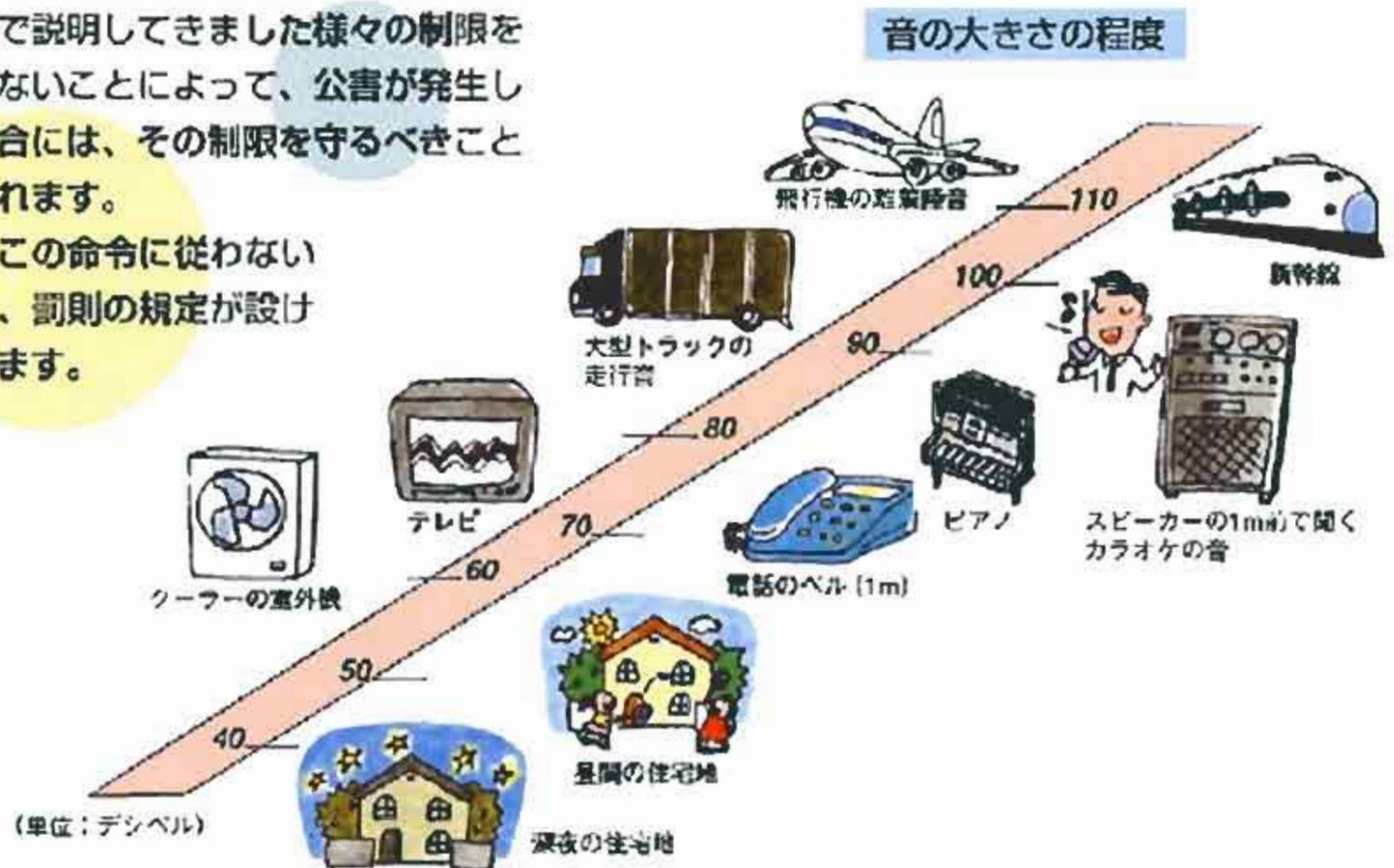
\* 外部騒音とは、営業が誘因となって発生する店の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等をいいます。



#### 命令・罰則

これまで説明してきました様々の制限を守っていないことによって、公害が発生している場合には、その制限を守るべきことが命じられます。

また、この命令に従わないときには、罰則の規定が設けられています。



お問い合わせは  
 各市町村公害担当課  
 神奈川県地区行政センター環境部  
 神奈川県環境農政部大気水質課